

大東市監告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、

同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成26年6月10日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

【担当 監査委員事務局】

平成26年度 第1回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

(1) 農業委員会事務局

(2) 市民生活部

自治推進室、生活安全課、産業労働課、環境課、人権課

2. 監査の期間

平成26年3月10日～平成26年5月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、農業委員会事務局および市民生活部の各課が分掌する平成25年度の事務事業について、また必要なものにあっては平成24年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに担当課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 監査の結果

(1) 農業委員会事務局

農業委員会事務局においては、適正に事務が執行されていた。

一部の文書に決裁もれがみられたので、口頭にて補正を指示した。

(2) 市民生活部

市民生活部においては、概ね適正に事務が執行されていた。

一部の文書に市の文書取扱規程に基づかない処理や決裁もれ等がみられたので、口頭にて補正を指示した。

尚、一部の事務事業については改善すべき点がみられたので、次のとおり指摘する。

① アドプト制度について 【自治推進室】

市は平成19年度から、市民にとって身近な道路や公園、水路等の公共空間について、里親として清掃や植栽等の公益的活動を担って頂く大東市版アドプト制度を実施している。現在では、10の団体が17の公共空間でアドプト活動に従事されているところである。

しかしながら市のホームページを確認したところ、制度についての説明は行われているものの、実際に従事されている団体や企業等の名称、また具体的な公益的活動の状況の紹介は全く行われていなかった。

本制度は市民協働の重要な施策であると考えられるので、アドプト団体やその活動を褒め称え、広く市民に紹介されたい。

② L E D防犯灯設置補助金について 【生活安全課】

市は自治会等に対し、大東市L E D防犯灯設置補助金交付要綱に基づき補助金を支出している。

要綱第5条では、「L E D防犯灯1灯当たりの補助金の額は、補助対象経費の額（別表左欄に掲げる設置形態の区分に応じ、同表右欄に定める限度額を超える場合は、当該限度額）とする。」と規定され、防犯灯の設置形態ごとに決められている限度額と実際に要した補助対象経費とを比較して、1灯ごとに小さい方の額を補助額とするものと定められているが、平成25年度に交付された補助金の一部に、上記と異なる方法で算定されたものがあった。

補助金交付要綱は市が自ら策定したものであり遵守する必要がある。要綱による取扱いが実態に合わなくなっているなら、要綱自体の改正を先行して行われたい。

③ 行政財産目的外使用料の請求事務について 【生活安全課】【産業労働課】

市民会館のレストラン使用ならびに野崎まいり公園への飲料水の自動販売機の設置については、市は関係事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているところである。

各使用料の納期限を確認したところ、市民会館のレストランでは毎月末、また野崎まいり公園の自動販売機にあっては年度末を納期限として請求が行われていた。

行政財産使用料条例では、特別な理由がある場合を除き毎月前納が原則とされており、条例を遵守した請求事務とされたい。

④ 現金出納簿について 【生活安全課】 【環境課】

交通災害共済事業や塵芥処理業務にあっては、会費や手数料等の直接領収があり、会計規則第19条の規定により収納経過を記録する現金出納簿を備えているところである。

交通災害共済事業では、会計管理者が平成25年10月21日の検査において、収納日と払込日が異なる場合の改行記帳を指導されていたが、その後もほとんど是正が行われないまま記帳されていた。

また塵芥処理手数料の現金出納簿にあっては、平成26年1月分、2月分、3月分の記録が鉛筆書きで行われており、現金出納簿のもつ記録機能を没却しかねない取り扱いとなっていた。

会計規則の各規定の趣旨を再度確認し、現金出納簿の記帳方法を改められたい。

⑤ 収納現金の取扱いについて 【産業労働課】

野崎まいり公園について、市は施設の管理を地元の商業団体(以下「受託団体」という。)に委託するとともに、利用者の利便性と効率的な事務を確保するため、使用料収納についても併せて委託を行っているところである。

市が受託団体と締結している収納事務委託契約書を確認したところ、第2条第2項で「受注者は、収納した現金について、(略)即日または翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と定められ、収納した現金を滞留させることなく、速やかに市の収入とすることが求められている。

しかしながら野崎まいり公園の使用料については、受託団体の収納日から市に払い込まれるまで約1週間程度を要している。

受託団体と契約条項について再度確認を行い、取扱現金について即日または翌日までに市に払い込みを行うよう協議されたい。

⑥ 嘘芥処理手数料、し尿処理手数料の二重納付について 【環境課】

塵芥処理手数料、し尿処理手数料について、市民から二重に納付された事例が多数みられた。

重複の内容は、全期分と各期分を併せて納付したもの、また当初分と督促分を併せて納付したものが主たる内容であった。

それぞれの納付書を確認したところ、同一様式の帳票が用いられていることや、各期や督促の印字が黒1色印字であることなど、一見しただけでは区

別が難しい納付書となっていた。

市民にとって識別容易な納付書への改善や注意書の同封など、二重納付を防止するための有効な策を検討されたい。

⑦ 塵芥処理手数料、し尿処理手数料に係る滞納繰越分について 【環境課】

塵芥処理手数料およびし尿処理手数料について、平成25年度の滞納繰越分の収納状況を確認したところ、塵芥処理手数料は収納率23.6%、収入未済額1,233万円、またし尿処理手数料では収納率8.2%、収入未済額839万円となっており、収納率が低い状態が続いている。

滞納繰越分の収納事務を確認したところ、督促等の文書による手続きは適切に行われており、また電話催告や戸別訪問等の取り組みも十分とは言えないが、従前に比べて努力が行われていた。

しかしながら両手数料とも滞納繰越分の収納率はあまりに低く、廃止事業所の早期把握による滞納発生の未然防止や、滞納額の整理と収納に尚一層の努力を行わせたい。

⑧ 大阪府総合相談事業交付金について 【人権課】

大阪府総合相談事業交付金について、平成25年度の交付額が平成24年度に比べて大きく減少した。

減少の主な理由は、(i)府交付金制度が創意工夫を重視する制度へと変更されたこと、(ii)対前年度80%保障の暫定措置がなくなったこと、(iii)相談件数が大幅に減少したことである。

市においては現状を固定化させることなく、創意工夫ある取組みや相談窓口の活性化等により、総合相談事業の改善に努力されたい。

⑨ 人権協議会への委託事業の見直しについて 【人権課】

市は平成19年度に、人権北条地域協議会および野崎地域人権協議会への委託事業について、団体との連携、支援に努めながらも、市民への説明責任を強化していくため見直しを行われたところである。

委託事業の見直し後6年が経過しているが、その後の検証が行われないまま事業が固定化している。

委託事業については、委託料の水準だけではなく事業の必要性やインセンティブが働く委託方式、稼働率の向上をめざした自動車駐車場施設の統廃合

の必要性など、より効率的・効果的な視点から継続的な見直しを行うことが必要である。

市におかれては、平成19年度の見直し結果を検証されるとともに、関係部課がリーダーシップを發揮してさらなる見直しに着手されたい。